

指定居宅介護支援事業所 るり苑  
重要事項説明書  
<令和6年4月1日現在>

1 支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 白川直会会
代表者名	角中 直也
所在地・連絡先	(住所) 熊本市東区上南部1丁目16-36 (電話) 096-388-2121 (FAX) 096-388-2139

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	指定居宅介護支援事業所 るり苑
所在地・連絡先	(住所) 熊本市東区上南部1丁目16-36 (電話) 096-388-2121 (FAX) 096-388-2139
事業所番号	4370104129
管理者の氏名	松下 英司

(2) 事業所の職員体制

管理者	1（兼務）	事業運営の統括
介護支援専門員	3名以上配置	居宅介護支援の提供

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市 合志市 益城町 菊池郡市
---------	------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	営業時間
平日	8:30~17:30

営業しない日	日曜日・12月31日~1月3日
--------	-----------------

### 3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務
- エ モニタリング

### 4 費用

#### (1) 利用料/月

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護度	利用料
要介護 1・2	10860 円
要介護 3・4・5	14110 円

※取扱件数が 45 件未満の場合 ※改定等により利用料は変動することがあります  
初回加算 3000 円

特定事業所加算 (I) 5190 円・(II) 4210 円・(III) 3230 円・(A) 1140 円

入院時情報連携加算 (I) 2500 円・(II) 2000 円

退院退所加算 (I1・I2・II1・II2・III) 4500 円～9000 円 ※条件により

ターミナルケアマネジメント加算 4000 円 通院時情報連携加算 500 円

緊急時等居宅カンファレンス加算 2000 円を介護保険へ請求する場合があります。

※利用料と同じく自己負担はありません。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は 1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

#### (2) 交通費

2 の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1km あたり 10 円をいただくことがあります。

### 5 虐待防止に向けた体制等

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とします。

(1) 虐待防止委員会を設け、その責任者は管理者とします。

(2) 虐待防止委員会を年に一回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講します。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。

(5) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告し対応します。

(6) 虐待対応責任者は、高齢者の人権等の権利擁護のため、利用者又はご家族に対して成年後見制度の利用を支援します。

## 6 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

社会福祉法人白川直会会が開設する居宅介護支援事業所るり苑（以下「本事業所という。」）は、指定居宅介護支援の事業を行うものであり、指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護をいう。以下同じ）の基本原則に基づき、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されることを目的とする。

### (2) 運営方針

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供される指定居宅サービス等（法第7条第18項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように、公正中立な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する。

サービス事業所の選択に当たっては利用者若しくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることができる。

また、当該事業所を計画に位置付けた事業所の選定理由を求めることができる。

- 2 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努め多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

### (3) 居宅介護支援の内容

- 1 初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談を行います。
- 2 利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析を行います。
- 3 アセスメント後、居宅サービス計画原案の作成をします。
- 4 居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。
- 5 サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します
- 6 少なくとも月1回利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施、結果を記録します。

### (4) サービス内容に関する苦情等相談窓口

窓 口	担 当	電 話	住 所
指定居宅介護支援事業所 るり苑	松下英司	096-388-2121	東区上南部1丁目16番36号
熊本市 健康福祉局 高齢者支援部	介護事業 指導課	096-328-2793	中央区手取本町1番1号
熊本県 国民健康保険団体連合会	介護保険課	096-214-1101	東区健軍1丁目18番7号